

議第 8 2 号

呉市旅費条例及び呉市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

呉市旅費条例及び呉市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
を改正する条例を次のように定める。

呉市旅費条例及び呉市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する
条例の一部を改正する条例

(呉市旅費条例の一部改正)

第 1 条 呉市旅費条例（昭和 2 6 年呉市条例第 9 4 号）の一部を次のように改正す
る。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で
示すように改正する。

改正前	改正後
(目的) 第 1 条 略	(目的) 第 1 条 略 <u>2 市が公務のため旅行した者に対して支 給する旅費に関しては、他の条例に特別 の定めがある場合を除くほか、この条例 の定めるところによる。</u> <u>(定義)</u> 第 2 条 この条例において、次の各号に掲 げる用語の意義は、当該各号に定めると ころによる。 (1) 出張 職員が公務のため一時その勤 務場所（任命権者又はその委任を受け た者（以下「旅行命令権者」とい う。）が認める場合には、その住所、 居所その他旅行命令権者が認める場 所）を離れて、又は職員以外の者が公 務のため一時その住所又は居所を離れ て旅行することをいう。 (2) 赴任 市の要請に基づいて国若しく は他の地方公共団体等を退職し、引き 続いて採用された職員若しくは任命権 者が指定した職に充てるため採用され た職員が、その採用に伴う移転のため 住所若しくは居所から勤務場所に旅行 し、転任を命ぜられた職員がその転任 に伴う移転のため旧勤務場所から新勤

	<u>務場所に旅行し，又は住所若しくは居所を移転する者で任命権者が特別の事情があると認めたものが移転のため旅行することをいう。</u> <u>(3) 帰住 職員が死亡した場合において，その遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。</u> <u>(4) 家族 職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが，事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</u>，子，父母，孫，祖父母及び兄弟姉妹で，職員と生計を一にするものをいう。 <u>(5) 遺族 職員の配偶者，子，父母，孫，祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。</u> <u>(6) 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であつて，市と旅行役務提供契約（旅行者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し，かつ，市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第8項において同じ。）を締結したものをいう。</u>
（旅費の支給） <u>第2条 出張，赴任等その他本市の公務のために旅行した者に対しては旅費を支給する。</u>	（旅費の支給） <u>第3条 職員が出張又は赴任をした場合には，当該職員に対し，旅費を支給する。</u> <u>2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には，当該各号に掲げる者に対し，旅費を支給する。</u> <u>(1) 職員が出張又は赴任のための旅行中に退職，免職，失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合</u>

（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員

(2) 職員が出張又は赴任のための旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

(3) 職員が死亡した場合において、当該職員の遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住をしたときは、当該遺族

3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第4項又は第29条の規定により退職等となったときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。

4 職員が当該職員の任命権者以外の機関の依頼に応じ、又は職員以外の者が任命権者の依頼に応じ、公務の遂行を補助するため旅行した場合には、その者に対し、旅費を支給する。

5 第1項、第2項及び前項の規定に該当する場合を除くほか、他の条例に特別の定めがある場合その他市費を支弁して旅行させる必要がある場合には、旅費を支給する。

6 第1項、第2項及び前2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。）を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他規則で定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金

額)の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。

8 第1項、第2項及び第4項から第6項までに規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

(旅行命令等)

第4条 旅行は、旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼（以下この条及び次条において「旅行命令等」という。）によって行わなければならない。

2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、規則で定める事項を旅行前に当該旅行者に通知しなければならない。ただし、通知をするいとまがない場合には、この限りでない。

5 前4項の規定にかかわらず、職員等が宿泊を伴わない旅行を行う場合の手續については、任命権者が別に定める。

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令

	等（前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。 2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに、旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。 3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。 （旅費の計算、種目及び内容）
（旅費の種類） 第3条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当及び宿泊料とする。 （旅費の計算方法） 第4条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は	第6条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして次項に規定する種目及び内容に基づき、経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により経済的かつ合理的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。 2 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費とし、これらの内容については、次条から第16条まで及び規則に定めるところによる。

天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によつて旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。

第 5 条 旅費計算上の旅行日数は、公務のために現に要した日数による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、鉄道旅行にあつては 4 0 0 キロメートル、水路旅行にあつては 2 0 0 キロメートル、陸路旅行（鉄道旅行を除く。以下同じ。）にあつては 5 0 キロメートルについて 1 日の割合をもつて通算した日数を超えることができない。

2 前項ただし書の規定により通算した日数に 1 日未満の端数を生じたときは、これを 1 日とする。

第 6 条 1 日の旅行において日当又は宿泊料について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による日当又は宿泊料を支給する。

第 7 条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過、職務の級の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃を区分して計算する必要がある場合には、その必要が生じた後の最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

（鉄道賃）

第 8 条 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ別表により支給する。

（鉄道賃）

第 7 条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和 6 1 年法律第 9 2 号）第 2 条第 1 項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正 1 0 年法律第 7 6 号）第 1 条第 1 項に規定する軌道をいう。以下この条及び第 1 0 条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第 2 号から第 6 号までに掲げる費用は、第 1 号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）

	<u>の額の合計額とする。</u> (1) <u>運賃</u> (2) <u>急行料金</u> (3) <u>寝台料金</u> (4) <u>座席指定料金</u> (5) <u>特別車両料金（市長，副市長及び教育長に限る。）</u> (6) <u>前各号に掲げる費用に付随する費用</u> 2 <u>前項第 1 号に掲げる運賃の額の上限</u> <u>は，運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級（市長，副市長及び教育長が移動する場合には，最上級）の運賃の額とする。</u> 3 <u>前 2 項の規定にかかわらず，職員が市長，副市長及び教育長並びに市長，副市長及び教育長が受けるべき額に相当する額の旅費を支給される者（以下「市長等」という。）の随行に伴い鉄道により移動するときは，市長等と同等の鉄道賃とすることができる。</u>
(船賃) 第 9 条 船賃は，<u>水路旅行について，路程に応じ別表により支給する。</u>	(船賃) 第 8 条 船賃は，<u>船舶（海上運送法（昭和 2 4 年法律第 1 8 7 号）第 2 条第 2 項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶をいう。以下この条及び第 1 0 条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし，その額は，次に掲げる費用（第 2 号から第 5 号までに掲げる費用は，第 1 号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって，公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。</u> (1) <u>運賃</u> (2) <u>寝台料金</u> (3) <u>座席指定料金</u> (4) <u>特別船室料金（市長，副市長及び教育長に限る。）</u> (5) <u>前各号に掲げる費用に付随する費用</u> 2 <u>前項第 1 号に掲げる運賃の額の上限</u> <u>は，運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級（市長，副市長及</u>

	<u>び教育長が移動する場合には、最上級の運賃の額とする。</u> 3 <u>前2項の規定にかかわらず、職員が市長等の随行に伴い船舶により移動するときは、市長等と同等の船賃とすることができる。</u> (航空賃)
(航空賃) 第9条の2 <u>航空賃は、航空旅行について、路程に応じ別表により支給する。</u>	第9条 <u>航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機をいう。次項及び次条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。</u> (1) <u>運賃</u> (2) <u>座席指定料金</u> (3) <u>前2号に掲げる費用に付随する費用</u> 2 <u>前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。</u> (その他の交通費)
(車賃) 第10条 <u>車賃は、陸路旅行について、路程に応じ別表により支給する。</u>	第10条 <u>その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。</u> (1) <u>道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃</u> (2) <u>道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供</u>

	する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃 (3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用 (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用
2 任命権者の許可を受けて任命権者が承認した私有車両を利用して行う陸路旅行（以下「私有車両による陸路旅行」という。）について支給する車賃は、当該私有車両の運転者に限り支給する。	2 前項第3号に掲げる移動に直接要する費用のうち、職員が任命権者の承認を受けて当該職員が所有等をする自家用自動車（以下「自家用車」という。）により旅行する場合の移動に直接要する費用は、次項の規定により計算した路程に1キロメートルにつき規則で定める額を乗じて得た額とする。 3 前項の路程は、当該旅行につき自家用車により旅行した全路程を通算して計算することとし、通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。
<u>（日当）</u> 第11条 日当は、旅行中の日数に応じ別表に掲げる1日当たりの定額により支給する。 <u>（宿泊料）</u> 第12条 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ別表に掲げる1夜当たりの定額により支給する。	<u>（宿泊費）</u> 第11条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して規則で定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。 <u>（包括宿泊費）</u> 第12条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第7条から第10条までの規定による交通費の
第13条 削除	

額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第 1 3 条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める 1 夜当たりの定額とする。

(日帰旅行の旅費)

第 1 4 条 日帰旅行における鉄道賃，船賃，航空賃，車賃及び日当の額は，次に定めるところによる。

(1) 鉄道賃は，旅客運賃，普通急行料金又は特別急行料金，特別車両料金及び座席指定料金の額とする。

(2) 船賃は，別表に掲げる額とする。

(3) 航空賃は，別表に掲げる額とする。

(4) 車賃は，別表に掲げる額とし，私有車両による陸路旅行又は市長が定める陸路旅行に限り支給する。

(5) 日当は，別表に掲げる額（広島県内における日帰旅行の場合は，その 2 分の 1 に相当する額）とする。

2 前項の規定にかかわらず，同項第 1 号に掲げる鉄道賃のうち次の各号に掲げるものは，当該各号に定める場合で市長が必要と認めたときに支給する。

(1) 普通急行料金 普通急行列車を運行する線路の場合

(2) 特別急行料金 特別急行列車を運行する線路で片道 5 0 キロメートル以上の場合

(3) 特別車両料金 片道 1 0 0 キロメートル以上の場合

(4) 座席指定料金

ア 普通急行列車を運行する線路で片道 1 0 0 キロメートル以上の場合

イ 特別急行列車を運行する線路で片道 5 0 キロメートル以上の場合

3 第 1 項第 5 号の規定にかかわらず，私

有車両による陸路旅行又は庁用自動車による旅行その他の規則で定める旅行をする場合には、日当は支給しない。

（市内旅行の旅費）

第 1 5 条 呉市内の旅行については、次に定める額の旅費を支給する。

(1) 鉄道旅行，水路旅行又は陸路旅行（私有車両による陸路旅行を除く。）

において交通機関利用の路程が 3 キロメートルを超える場合は，旅客運賃に相当する鉄道賃又は乗船券若しくは乗車券（乗船券又は乗車券を支給しない場合は，実費額に相当する船賃又は車賃）

(2) 私有車両による陸路旅行において路程が 3 キロメートルを超える場合は，別表に掲げる額

(3) 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合には，別表に掲げる宿泊料の範囲内で宿泊料の実費額

（研修等の旅費）

第 1 6 条 研修，講習その他により旅行者が同一地域に滞在する場合（次項において「同一地域内研修等」という。）における宿泊料は，その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数 3 0 日を超える場合にはその超える日数について定額の 2 割，滞在日数 6 0 日を超える場合にはその超える日数について定額の 3 割に相当する額をそれぞれの定額から減じた額とする。この場合において，当該滞在期間のうちに一時他の地に出張した日（以下この条において「一時出張日」という。）があるときは，一時出張日の日数を当該滞在日数から除くものとする。

2 同一地域内研修等においては，当該滞在期間（一時出張日を除く。）の日当は，支給しない。

（日額旅費）

第 16 条の 2 東京都特別区に在勤する職員には、1,200 円を超えない範囲内において規則で定める額を日額旅費として支給する。

第 16 条の 3 削除
(赴任旅費)

第 17 条 職員が赴任した場合には、国家公務員の例に準じて任命権者が市長に協議して定める額を旅費等として支給する。

(転居費)

第 14 条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第 16 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

(着後滞在費)

第 15 条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5 夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第 16 条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族一人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した第 7 条から第 10 条までの規定による交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から 1 年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合に

(退職者等の旅費) <u>第 1 8 条 職員が出張中に退職（免職を含む。）、失職又は休職（以下「退職等」という。）となつた場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）は退職等となつた日にいた地から退職等となつたことを知つた日にいた地まで及び退職等となつたことを知つた日にいた地から本市までの前職務相当の旅費を支給する。ただし、職員が地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 1 6 条各号若しくは第 2 9 条第 1 項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となつた場合の旅費は、必要と認められる旅行のために要する実費相当額とする。</u> (帰郷旅費)	<u>は、前項第 2 号に規定する期間を延長することができる。</u> (退職者等の旅費) <u>第 1 7 条 第 3 条第 2 項第 1 号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から 3 月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。</u> <u>2 前項の場合において、退職等となつた職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。</u> <u>3 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第 1 項に規定する期間を延長することができる。</u>
<u>第 1 9 条 職員が労働基準法（昭和 2 2 年法律第 4 9 号）第 1 5 条第 3 項及び第 6 4 条の規定に該当するときは任命権者が市長に協議して定める額を旅費等として支給する。</u> (遺族の旅費) <u>第 2 0 条 職員が出張中に死亡した場合には死亡地から呉市までの往復に要する前職務相当の旅費をその遺族に、遺族のいない場合は葬祭を行つた者に支給する。</u> <u>2 職員が赴任中に死亡した場合には国家公務員の例に準じて旅費等をその遺族に、遺族のいない場合は葬祭を行つた者</u>	(遺族の旅費) <u>第 1 8 条 第 3 条第 2 項第 2 号又は第 3 号の規定により支給する旅費は、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。</u>

に支給する。

3 勤続 2 年以上の職員が死亡した場合に
おいて当該職員の遺族がその死亡の日の
翌日から 3 月以内に本市又は公舎を出発
して帰住した場合には国家公務員の例に
準じて旅費等をその遺族に、遺族のいな
い場合は葬祭を行つた者に支給する。

4 前 3 項の遺族の範囲及び旅費を受ける
遺族の順位に関しては呉市職員退隠料退
職給与金遺族扶助料及び死亡給与金条例
(昭和 18 年条例第 2 号) 中の当該規定
を準用する。ただし、配偶者について届
出をしないが事実上婚姻関係と同様の事
情にある者を含むものとし遺族の順位に
ついて同順位者があるときは年長者を先
とする。

(職員以外の者の旅費)

第 21 条 別に定めるもののほか、職員以
外の者が市の依頼又は要求に応じ公務の
遂行を補助するために旅行した場合には、
その者に対し任命権者が市長に協議
して定める額を旅費等として支給する。

(その他の旅費)

第 22 条 この条例に規定するもののほ
か、職員又は職員以外の者を市費を支弁
して旅行させる必要がある場合には、任
命権者が市長に協議して定める額を旅費
等として支給する。

(その他市費を支弁して旅行させる必要
がある場合の旅費)

第 19 条 第 3 条第 5 項の規定により支給
する旅費は、他の条例に特別の定めがあ
る場合を除くほか、任命権者が市長と協
議して定めるものとする。

(旅費の支給額の上限)

第 20 条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその
他の交通費 (家族移転費のうちこれらに
相当する部分を含む。) に係る旅費の支
給額は、第 7 条第 1 項各号、第 8 条第 1
項各号、第 9 条第 1 項各号並びに第 10
条第 1 項各号及び第 2 項に掲げる各費用
について、当該各条及び第 6 条第 1 項の
規定により計算した額と現に支払った額
を比較し、当該各費用ごとのいずれか少
ない額を合計した額とする。

(外国旅行の旅費) <u>第 2 2 条の 2</u> 外国旅行の旅費の支給については、<u>国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和 6 年政令第 3 0 6 号）の外国旅行に関する規定を準用する。</u> <u>2 前項の旅費の支給区分については、任命権者が市長に協議して定めるものとする。</u> (旅費の調整) <u>第 2 3 条</u> 任命権者は、旅行者にこの条例の規定による旅費を支給した場合には不当に<u>旅費の実費を超えて旅費を支給することとなる場合</u>においては、その実費を超えることとなる部分の<u>旅費について旅費の全部又は一部</u>を支給しないことができる。 <u>2 任命権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情によりこの条例の規定による旅費を支給した場合には旅費の実費を支弁することができない場合は、その実費額の範囲内で必要と認める額を支給することができる。</u> <u>3 前項の旅費の支給については、任命権者が市長に協議して定めるものとする。</u>	<u>2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について第 6 条第 1 項、第 1 1 条、第 1 2 条、第 1 4 条、第 1 5 条及び第 1 6 条第 1 項の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。</u> (外国旅行の旅費) <u>第 2 1 条</u> 外国旅行の旅費の支給については、<u>国家公務員の外国旅費の例に準じて任命権者が市長と協議して定める額を旅費として支給する。</u> (旅費の調整) <u>第 2 2 条</u> 任命権者は、旅行者が市以外の者から<u>旅費の支給を受けるときその他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例又は他の条例の規定による旅費を支給した場合</u>には不当に<u>旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費</u>を支給することとなるときは、その実費を超えることとなる部分の<u>旅費又はその必要としない部分の旅費</u>を支給しないことができる。 <u>2 任命権者は、旅行者がこの条例又は他の条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、市長に協議して定める旅費を支給することができる。</u> (旅費の特例) <u>第 2 3 条</u> 任命権者は、職員について労働基準法（昭和 2 2 年法律第 4 9 号）第 1
--	---

	<u>5 条第 3 項又は第 6 4 条の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき又はこの条例の規定により支給する旅費が同法第 1 5 条第 3 項又は第 6 4 条の規定による旅費に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。</u>
(旅費の補償) 第 2 4 条 <u>この条例の規定により旅費の支給を受けることができる者が旅行の命令又は依頼を取消され若しくは死亡した場合において当該旅行のため鉄道賃船賃若しくは車賃として又は旅館その他の宿泊施設の利用を予約するために支出した金額があるときは当該金額のうち所要の払いもどし手続をとつたにもかかわらず払いもどしを受けることができなかった額を旅費として支給することができる。</u>	(旅費の返納) 第 2 4 条 <u>市長又は予算の執行について市長の委任を受けた者若しくは機関（以下「収支等命令者」という。）は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。</u> 2 <u>旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、収支等命令者は、前項に規定する返納に代えて、当該収支等命令者がその後においてその者に対して支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該違反して支給を受けた旅費に相当する金額を差し引くことができる。</u> 3 <u>前項に規定する給与の種類は、規則で定める。</u>
第 2 5 条 <u>この条例の規定により旅費の支給を受けることができる者が旅行中天災又は交通機関の事故その他避けることのできない事故により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、次に掲げる額を旅費として支給することができる。</u> (1) <u>現に所持していた旅費額（輸送機関</u>	

を利用するための乗車券乗船券等の切符類で当該旅行について購入したもの（以下「切符類」という。）を含む。 以下この条において同じ。）の全部を喪失した場合には、その喪失したとき以後の旅行を完了するためこの条例の規定により支給することができる額 (2) <u>現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免れた旅費（切符類については購入金額のうち未使用部分に相当する金額）を差し引いた額</u> （規則への委任）	（規則への委任）
<u>第 2 6 条</u> この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。 附 則 1・2 略 3 <u>当分の間、2等の職員については、1等の職員又は1等に相当する旅費額を受ける者に随行するときを除き、鉄道賃のうち特別車両料金及び船賃のうち特別船室料金は支給しない。</u>	<u>第 2 5 条</u> この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。 附 則 1・2 略

第 2 条 呉市旅費条例の一部を次のように改正する。

別表を削る。

（呉市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

第 3 条 呉市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 3 1 年呉市条例第 4 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（費用弁償） 第 4 条 議員が公務のため旅行したときは、その費用を弁償する。 2 前項の規定により支給する費用弁償の額は、別表のとおりとする。	（費用弁償） 第 4 条 議員が公務のため旅行したときは、その費用を弁償する。 2 前項の規定により支給する費用弁償の額を算出するに当たっては、呉市旅費条例（昭和 2 6 年呉市条例第 9 4 号。以下「旅費条例」という。）の規定を準用する。この場合において、当該費用弁償の額は、旅費条例の規定による市長、副市

3 略 (準用規定) 第8条 この条例で定めるもののほか、議員報酬の支給については呉市報酬及び費用弁償条例（昭和22年呉市条例第42号）の規定を、費用弁償の支給については<u>呉市旅費条例（昭和26年呉市条例第94号）</u>の規定を、期末手当の支給については呉市職員の給与に関する条例の規定を準用する。	<u>長及び教育長の例により算出して得た額とする。</u> 3 略 (準用規定) 第8条 この条例で定めるもののほか、議員報酬の支給については呉市報酬及び費用弁償条例（昭和22年呉市条例第42号）の規定を、費用弁償の支給については<u>旅費条例</u>の規定を、期末手当の支給については呉市職員の給与に関する条例の規定を準用する。
--	--

第4条 呉市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表を削る。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年2月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 第1条及び第2条の規定による改正後の呉市旅費条例（以下この条及び次条において「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に新条例第3条第5項の規定により旅費の支給を決定する旅行及び新条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発する旅行について適用し、施行日前に旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旅行命令等を発せられた旅行で、かつ、施行日以後に新条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

2 新条例第3条第6項及び第7項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、第1条及び第2条の規定による改正前の呉市旅費条例の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

3 新条例第24条の規定は、新条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

4 前3項に規定するもののほか、新条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

(呉市報酬及び費用弁償条例の一部改正)

第3条 呉市報酬及び費用弁償条例（昭和22年呉市条例第42号）の一部を次の

ように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
第7条 第2条各号に掲げる者が職務のため旅行したときは、その費用を弁償する。 2 前項に規定する費用弁償の額及び支給については、呉市旅費条例（昭和26年呉市条例第94号）の規定を準用する。この場合において、同条例別表中、第2条第1号から第4号まで及び第6号から第8号までに掲げる者は、 <u>1等に相当する額</u> とし、その他の者は、 <u>2等に相当する額</u> とする。ただし、同条第11号及び第28号に掲げる者については、任命権者が定める <u>等級に相当する額</u> とする。	第7条 第2条各号に掲げる者が職務のため旅行したときは、その費用を弁償する。 2 前項 <u>の規定による</u> 費用弁償の額及び支給については、呉市旅費条例（昭和26年呉市条例第94号。 <u>以下「旅費条例」という。</u> ）の規定を準用する。この場合において、第2条第1号から第4号まで及び第6号から第8号までに掲げる者は、 <u>旅費条例の規定による市長、副市長及び教育長の例により算出して得た額</u> とし、その他の者は、 <u>旅費条例の規定により市長、副市長及び教育長以外の職員の例により算出して得た額</u> とする。ただし、 <u>同条第12号及び第28号に掲げる者については、その職務の内容を勘案し、市長、副市長及び教育長の例により算出して得た額又はこれら以外の職員の例により算出して得た額のうち任命権者が定めるいずれかの額</u> とする。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正）

第4条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成17年呉市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（一般の派遣職員に対する旅費の支給） 第7条 一般の派遣職員には、特に必要があると認められるときは、呉市旅費条例（昭和26年呉市条例第94号） <u>第17条の規定による赴任の例に準じ旅費を支給することができる。</u>	（一般の派遣職員に対する旅費の支給） 第7条 一般の派遣職員には、特に必要があると認められるときは、呉市旅費条例（昭和26年呉市条例第94号） <u>に定める赴任の例に準じ旅費を支給することができる。</u>

（呉市消防団員の定員、任免、報酬、服務等に関する条例の一部改正）

第5条 呉市消防団員の定員、任免、報酬、服務等に関する条例（令和3年呉市条

例第４９号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(費用弁償) 第１５条 団員が職務のため旅行したときは、その費用弁償を支給する。 ２ 費用弁償の額及び支給については、 <u>呉市旅費条例（昭和２６年呉市条例第９４号）</u> の規定を準用する。この場合において、 <u>費用弁償する額は、同条例別表中「その他の職員」とあるのは、「消防団員」と読み替えるものとする。</u>	(費用弁償) 第１５条 団員が職務のため旅行したときは、その費用弁償を支給する。 ２ <u>前項に規定する費用弁償の額及び支給については、呉市報酬及び費用弁償条例（昭和２２年呉市条例第４２号）第７条</u> の規定を準用する。この場合において、 <u>同条第２項中「その他の者」とあるのは、「消防団員」と読み替えるものとする。</u>

(提案理由)

国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正を踏まえ、旅費の取扱いについて所要の規定の整備をするため、この条例案を提出する。